

大川市議会第1回定例会会議録

令和5年3月17日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永島幸夫	9番	古賀龍彦
2番	宮崎貴仁	10番	平木一朗
3番	内藤栄治	11番	永島守
4番	宮崎稔子	12番	龍誠一
5番	馬淵清博	13番	遠藤博昭
6番	西田学	14番	箴島かおる
7番	古賀寿典	15番	川野栄美子
8番	吉川一寿		

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	倉重良一
副市長	橋本浩一
教育長	内藤妙子
会計管理課長 (兼) 社会課長 (兼) 税務課長	川野文裕
人事秘書課長	仁田原敏雄
総務課長 (併) 選挙管理委員会事務局長	田中準一
企画課長	野中貴光
農業水産課長 (併) 農業委員会事務局長	中島聖佳

上 下 水 道 課 長 岡 辰 磨
学 校 教 育 課 長 添 田 宗 孝

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記 龍 輝 洋
議 会 事 務 局 書 記 松 家 奈 美 子
議 会 事 務 局 書 記 高 口 絵 美

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第24号 大川市副市長の選任について

議案第25号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 大川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

1. 提 案 理 由 の 説 明

(議案第24号～第26号)

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第24号～第26号)

1. 閉会中の各委員会への調査付託の件

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（平木一朗君）

皆様おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第3号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について外6件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。
総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第3号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について外6件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第3号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告いたします。

説明によりますと、本案は、市の組織機構を見直し、来年度から大川の駅整備振興課を設置するため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、現在の大川の駅推進室と、来年度からの大川の駅整備振興課の職員数についてただしましたところ、大川の駅推進室は昨年11月の人事異動後、正規職員5名、再任用職員1名の計6名体制であるが、大川の駅整備振興課では事業推進の本格化、業務の拡大に伴い、増員体制で臨むことで検討中である旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第4号 大川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び議案第5号 大川市個人情報保護審査会条例の制定についての2議案は関連いたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

説明によりますと、議案第4号及び議案第5号は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律の規定が地方公共団体にも直接適用されることになるため、大川市個人情報保護条例を廃止するとともに、法の施行に当たり、必要な事項を規定する条例及び法の規定により審査請求について諮問する附属機関について規定する条例を制定しようとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、議案第4号並びに議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第6号 大川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申

上げます。

説明によりますと、本案は、議案第5号に関連し、大川市情報公開・個人情報保護審査会を大川市情報公開審査会に改めるほか、審査請求の対象となる不利益処分の対象等について、国の行政機関と同様の取扱いをするため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第7号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、令和5年度から生活保護法による医療扶助についてマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が導入されるが、法律で規定されていない外国人の方に生活保護を適用する場合は、マイナンバーの独自利用事務として条例で規定する必要があるため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第8号 大川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、市の要請により国家公務員から引き続いて職員となった者などが赴任する際の移転料、着後手当及び扶養親族移転料の支給に関して定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、まず、旅費についてただしましたところ、公務による出張等は旅費規程により交通費を支給し、個人的な帰省等の場合は個人負担となる。また宿舎については、民間の賃貸住宅を利用していただくことになり、費用は個人負担となる旨の答弁がなされたところであります。

次に、赴任旅費の予算をただしましたところ、特別に予算を組むのではなく、旅費総額の中で予算組みしている旨の答弁がなされました。

委員からは、市長が特に必要と求められる方が本市に採用されることから、旅費に関して十分な配慮を行い、その分よい環境の下でしっかり仕事を行っていただくようよろしくお願いしたい。また、国から優秀な人材を派遣していただく今回の提案は、本市の将来に対する投資であり、政治生命をかけた市長の英断である旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号 令和4年度大川市一般会計補正予算について御報告を申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算を活用するものを含め、歳入歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

総務費には、財政調整基金積立金1億円、「大川の駅」整備民間活力導入検討調査業務委託料2,400万円など、計2億3,311万円が計上されております。

民生費には、障害児童発達支援給付費1,000万円及び保育所等給食支援費補助金744万3千円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は2億5,055万3千円となっておりますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う地方交付税、国庫支出金、県支出金及び繰越金をもって充当するとのことであります。

繰越明許費の補正は、本年度内に完了が見込めない「大川の駅」整備民間活力導入検討調査事業、流域湛水減災対策事業等について翌年度へ繰り越すため、繰越明許費の追加を行おうとするものであります。

債務負担行為の補正は、図書館システム借上げについて、限度額に不足が生じるため、限度額設定の変更を行おうとするものであります。

委員会では、3款2項1目、児童福祉総務費の障害児童発達支援給付費についてただしましたところ、就学前児童に対する支援は当初予算額より20%増を見込んでいる。要因としては、モッカランドが開館したことで、乳幼児健診を通じて効果的な早期療育が児童発達支援につながっている。本年度後半以降、支援は増加傾向にあり、来年度も若干増える可能性がある旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私からの報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第3号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 大川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 大川市個人情報保護審査会条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 大川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 大川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和4年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長の報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第9号 大川市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について外8件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、遠藤博昭君。

○文教厚生委員長（遠藤博昭君）（登壇）

おはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第9号 大川市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について外8件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第9号 大川市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、関連法の改正が行われることにより、また、子ども・子育て会議の事務を所掌する部署を変更するため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、こども家庭庁設置法の施行に伴い、条文の必要な部分を変更し、子ども・子育て会議の事務局について、その庶務を子ども未来課から福祉事務所へ移管するものであります。

委員会では、子育て支援に関し、一元化していた子ども未来課の事務が福祉事務所に一部振り分けられれば、情報共有や迅速な対応ができなくなるのではないかとただしたところ、福祉の観点と母子保健の観点が一緒になって情報共有しながら、一人の子どもをあらゆる角度から見ていくといったことや、そのための連携会議はこれからも行い、保育園等とモックランドの連携による発達障害支援事業など、今後もしっかりと行っていく旨の答弁がなされました。

委員からは、子育て支援は特に必要とされている支援であり、小さなことでもきちんと連携を図り、迅速な対応を行っていただきたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、家庭的保育事業者等の乳幼児の安全を確保するための安全計画の策定、バス送迎に当たっての安全管理等について規定するため、所要の改正を行おうとするものであります。

主な内容といたしましては、保育所を含む児童福祉施設等において児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加えること、また、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加えるものであります。

委員会では、バス送迎での安全管理に関し、確認ブザーは具体的にはどのようなものかただしたところ、車内の見回りを促すため、バス後部にスイッチが設置されており、停車後、一定時間がたってもそのスイッチを押さない場合はブザーが鳴る装置や、停車から一定時間たち、車内で動体感知をするとブザーが鳴るセンサー式装置が想定されている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、民法等の一部を改正する法律の一部施行により、関係法の懲戒権に関する規定が削除されたこと及び子ども家庭庁設置法の施行に伴い、関係法の条項の改正が行われることから、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、児童の安全確保に関する計画、業務継続計画の策定等について規定するため、所要の改正を行おうとするものであります。

主な内容といたしましては、放課後児童健全育成事業所においても同様に児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加えるほか、業務継続計画の策定に係る規定を加えるものであります。

委員会では、学童保育所は安全計画を新規で策定することになると思われるため、市からある程度たたき台を示していただくなどの支援をお願いできないかただしたところ、そのような形で支援していきたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号 大川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正により、介護保険施設等に入所、または入居している障がい者に係る医療費について、施設がある市町村の財政負担を軽減するため、その方が入所、または入居する前の居住地の市町村が支給決定を行うこととされたため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御報告

申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額を令和5年4月から引き上げるため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、出産育児一時金の額を40万8千円から48万8千円とし、産科医療補償制度の掛金1万2千円と合わせて出産育児一時金の支給総額を50万円とするものです。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号 令和5年度大川市国民健康保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、国民健康保険法に基づく医療事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費7,022万5千円、保険給付費32億9,367万7千円、国民健康保険事業費納付金11億8,001万4千円などで、予算規模は46億400万円であります。

委員会では、1款1項1目一般管理費が5,567万8千円と昨年度比で半分近くに減っている理由についてただしたところ、4年度に国保事務処理標準システムを導入し、その経費が5,000万円近くあったが、その分が一般管理費から減り、5年度からは利用料のみになっている旨の答弁がなされました。

次に、6款1項2目疾病予防費の生活習慣病重症化予防事業委託料の内容についてただしたところ、特定健診を受診されて、受診勧奨レベルにある方々に対し、集団検診や個別検診の結果が出るたびに個別に通知を行い、受診勧奨や保健指導を行っている。また、特定健診において記入するアンケートの項目が多いことについては、健康寿命を延ばすためには、自らが自覚して生活習慣を改善することが大事になるので、生活習慣を捉えて、健診結果と併せて改善すべきところの動機づけなどを行っている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号 令和5年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費2,210万1千円、後期高齢者医療広域連合納付金6億5,295万7千円などで、予算規模は6億7,800万

円であります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号 令和5年度大川市介護保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づく介護保険事業について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費1億2,279万9千円、保険給付費37億3,904万3千円、地域支援事業費2億6,066万2千円などで、予算規模は41億2,600万円であります。

委員会では、5款2項1目一般介護予防事業費の一般介護予防事業委託料についてただしところ、令和元年度から3年度までの3年間、実際はコロナ禍で1年休止していたため4年度まで、成果連動型認知症予防事業を慶應義塾大学と民間教育事業者と本市が協定を結んで実施し、成果指標を考え、それを評価し、インセンティブを付与して委託料を支払ってきたが、4年度で協定が終了するため、5年度は今までの事業を継続しながら、地域で活動を続けていき、自主活動につなげていきたい。また、大学による評価に充てていた経費を教材費に充てて参加者の負担を少なくしながら、一人でも多くの人に参加していただきたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

さらに、総括質疑では、現在、市では介護予防に重点が置かれているが、要支援認定を受けられた方が通所サービスを利用しにくい状況にあるのではないかとただしところ、来年度、介護保険事業計画を策定する中で、総合事業をどのように見直していくか、委員等の意見をいただきながら、検討させていただきたい旨の答弁がなされました。

以上で私の報告を終わります。

○議長（平木一朗君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第9号 大川市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 大川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和5年度大川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和5年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和5年度大川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第15号 大川市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、内藤栄治君。

○産業建設委員長（内藤栄治君）（登壇）

私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第15号 大川市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第15号 大川市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、農業委員会等に関する法律及び農業委員会等に関する法律施行令の規定により、非常勤特別職として、農地利用の最適化業務の推進を図る農地利用最適化推進委員を置き、その定数を定め、並びに農業委員会の委員の定数を改めるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、農業委員会等に関する法律の定めにより、農業委員会を設置する市町村においては農業委員及び農地利用最適化推進委員を置かなければならないとなっているが、例外的に認定農業者や集落営農法人などの担い手への農地の集積率が70%以上で、なおかつ遊休農地率が1%未満の場合は農地利用最適化推進委員を置かないことができるという規定があり、これまでこの基準を満たしていたため、本市においては、現在、農地利用最適化推進委員を置いていない。しかし、担い手に位置づけられていた任意の組織である地域の集落営農組織の解散があったため、令和4年3月時点での担い手の集積率が67.5%となり、本市においても農地利用最適化推進委員を置く必要が生じた。このため、大川市農業委員会の委員の定数に関する条例の全部改正を行い、農業委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるもので、農業委員の定数を現在の15名から14名に、また、新たに委嘱する農地利用最適化推進委員を4名とするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、大川中央公園リニューアル事業により拡張される運動広場について、利用者の利便性向上を図るための使用区域の細分化及び夜間照明施設の廃止に伴う使用料の見直しなど、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、大川中央公園リニューアル後は東西に長い運動広場となるため、

東側エリアと西側エリアに分け、全面、半面と目的に合わせて利用できるように新たに使用料区分を設けるものであります。

委員会では、全面と東側エリアと西側エリアの利用についてただしたところ、モッカランドの前の東側エリアは防球ネットがあるので野球の練習などに利用してもらい、西側エリアはそれ以外の目的で利用していただきたいと考えている旨の答弁がなされました。

次に、リニューアル後の大川中央公園広場には、現在、夜間照明施設の設置予定はないが、仮に、今後市民から夜間照明の設置要望があった場合についてただしたところ、今回の中央公園リニューアルでは、当初から夜間照明の設置を予定していない施設として計画しており、設置する予定はない旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号 令和5年度大川市水道事業会計予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、本会計予算の第3条収益的収支は、収入である水道事業収益8億277万8千円に対して、支出である水道事業費が7億9,208万円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的支出5億765万円に対し、資本的収入は2億7,750万6千円で、資本的収支不足額の2億3,014万4千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,809万8千円、当年度分損益勘定留保資金1億4,712万8千円、建設改良積立金6,491万8千円で補填するとのことであります。

委員会では、まず、水道は生活上とても大事なものであるため、今後の電気料金や水道料金がどのようになるか分からない状況に市民が不安を抱いている。収益においても、人口減少に伴い難しい問題が出てくると思う。このような状況下、どのように水道事業を行っていくのかただしたところ、電気料金の負担も増加しており、水道事業も財政的に非常に厳しい状況にあるが、生活物価が同様に上がっている状況であるため、市としては、できる限り経営努力を行うことにより、当面は値上げをしない方向で考えている。また、国、県が水道事業の広域化の方針を示していることを踏まえ、今後、市としても広域化を視野に入れて取り組んでいきたい旨の答弁がなされました。

次に、今後の漏水修理件数の見通しについてただしたところ、漏水件数は年度によって異なるが、近年急激に増えているということはなく、例年並みの件数を想定している旨の答弁がなされました。

さらに、IT機器による漏水調査についてただしたところ、大川市単独で実施すると費用がかかるため、費用削減のため、将来的には近隣市と共同での実施を検討している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号 令和5年度大川市下水道事業会計予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、本会計予算の第3条収益的収支は、収入である下水道事業収益5億4,933万1千円に対し、支出である下水道事業費が4億8,774万1千円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的支出5億3,240万5千円に対し、資本的収入は3億879万2千円で、資本的収支不足額の2億2,361万3千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額971万6千円、当年度分損益勘定留保資金1億6,202万円、当年度利益剰余金処分額5,187万7千円で補填するとのことであります。

委員会では、まず、建設改良費の国県補助率についてただしたところ、社会資本整備総合交付金について、下水道工事では面的に木の枝のような形で整備を進めていく中で、一定の下水道管の大きさ、流入量以上でなければ補助対象にならないため、補助対象外は市で工事費を負担することになる旨の答弁がなされました。

次に、一般会計からの繰入金の今後の見通しについてただしたところ、下水道事業も企業会計であるため独立採算でできればよいが、当面は厳しい状況である。下水道の整備は公共水域の水質改善にもつながるため、下水道を利用いただく市民の方々の負担だけでなく、制度上、一般会計からの繰入金はある程度認められている旨の答弁がなされました。

さらに、総括質疑では、当分の間は水道料金は据え置いて頑張りたい旨の発言をいただいたことに対し、敬意を表するとともに、下水道事業についても、より一層努力していただきたい旨の要望がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（平木一朗君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、

御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第15号 大川市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和5年度大川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和5年度大川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員会に付託しておりました議案第18号 令和5年度大川市一般会計予算

を議題といたします。

これから予算特別委員会における審査の経過並びに結果について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、永島守君。

○予算特別委員長（永島 守君）（登壇）

私は予算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第18号 令和5年度大川市一般会計予算につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、歳出面においては、大川中央公園リニューアル事業等が完了するものの、「大川の駅」整備事業への本格的な着手により、普通建設事業費が増加し、歳入面では新型コロナウイルス感染症の影響等からの回復により、市税の増加が一定見込まれるものの、依然として厳しい財政状況が続くものと見込まれております。このため予算編成に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、限られた財源の効率的かつ重点的な配分に努めたところであり、その結果、一般会計の予算規模は178億3,000万円となり、前年度当初予算との対比では、プラス9億5,000万円で、5.6%の増となっているとこととであります。

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものについて、歳出から申し上げます。

まず、2款1項6目財産管理費の庁舎改修設計業務委託料に関し、その内容についてただしましたところ、空調設備関係やエレベーター設置などのバリアフリーに係る改修の設計と、併せて非常用電源の確保のための実施設計を行う。エレベーター設置に関してはほかの工事と併せて、部屋の利用制限ができるだけ短期間で終わるよう工夫して工事を行う旨の答弁がなされたところとあります。

次に、2款1項7目企画費のキャリアアップチャレンジ応援補助金に関し、その内容についてただしましたところ、市外在住で仕事をしている39歳までの方を想定しており、大川市で起業や副業にチャレンジするに当たり支援を行うもので、大川市内に宿泊した場合に1泊当たり上限5千円を補助し宿泊費の軽減を行う。大川市がチャレンジする人を応援する姿勢を示すことで、本市のPRと、関係人口を増やして移住にもつなげていきたい旨の答弁がなされたところとあります。

これに対し、委員からは、支援に当たって不正が起きないように、きちんとした制度で行ってほしい旨の意見が開陳されました。

次に、3款1項2目老人福祉費の高齢者安全運転支援事業補助金に関し、その内容についてたまたましたところ、4年度からの新規事業として高齢者の運転操作誤りによる事故を防止するために後づけ安全運転支援装置を設置された方へ、2万円を上限として費用の2分の1の補助を行っていたものに、5年度からはシニアカーや電動三輪車の購入についても、10万円を上限として費用の2分の1を補助の対象に加えるものであるが、介護認定を受けている方については、保険給付サービスとして制度があるため、補助の対象外としている旨の答弁がなされたところであります。

さらに、高齢者運転免許証自主返納等助成金に関し、今年度の申請実績についてたまたましたところ、運転免許証を自主的に返納された方が66名、運転免許証の期限切れで失効された方が24名、合わせて90名からの申請がなされている旨の答弁がなされました。

委員からは、大川市では70歳以上の運転免許証自主返納者等を対象に、市からタクシー券1万円分を補助していること、また、県の補助で、運転免許証を返納する際に発行されるカード型の顔写真付運転経歴証明書をタクシー会社に提示することで、タクシー料金の10%が割引になることを市報等で市民に周知いただきたい旨の意見が開陳されました。

次に、4款1項3目健康増進事業費のアピアランスケア推進事業助成金に関し、なぜがん患者に限定しているのか、また、11万円の予算では少な過ぎるのではないかとたまたましたところ、この事業はまず福岡県が取り組んでおり、大川市でも5年度から県の事業に倣って実施していくもので、がん患者やがん経験者のがん治療に伴う外見の変化に助成を行うことを想定しており、件数的には県内市町の申請状況、平均値を基に、医療用ウィッグについては2万円を上限に5名分、また、例えば乳がん患者の方の補正用パッド等の補装具や下着類については1万円の1名分の計11万円を計上している旨の答弁がなされました。

次に、6款1項3目農業振興費の活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金に関し、昨年よりも補助金額が減っている理由についてたまたましたところ、県の単独事業であり、昨年度とは事業要望実施主体や要望内容が異なるためである旨の答弁がなされました。

また、委員からは、大川市独自の補助金はどれくらいあるのかたまたましたところ、がんばる農業支援事業費補助金1,250万円、スマートアグリ推進事業費補助金70万円、大川市い業振興協議会補助金27万円、青年農業者活動支援事業費補助金20万円、地域就農支援体制構築促進事業費補助金5万円は、市が単独で実施している補助金である旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、市の単独の補助金は用途地域内に使う分が多いと聞いている。農業振興地域は県の事業があるが、用途地域内の農業者は厳しい状況にあるため、市からの補助でできるだけ支援していただき、農業振興地域外の用途地域内の農業がスムーズにいくように補助金を交付していただきたい旨の要望がなされたところであります。

次に、7款1項4目観光費の大川看板商品開発・PR事業補助金に関し、今年度はたれつけ空揚げを開発されたとのことだが、来年度の事業内容についてただしましたところ、今年度開発したたれつけ空揚げを看板商品として、引き続きPRしていきたいと考えており、加えて、新たな商品の開発やSNSの運用、ウェブサイトの制作などによるプロモーションを考えていきたい旨の答弁がなされました。

次に、8款6項1目住宅管理費の木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金の事業内容についてただしましたところ、本補助金は、地震に強い安全で安心なまちづくり及び脱炭素社会の実現を目指すことを目的とするもので、従来の木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金に代わる新たな補助制度である。対象は昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた建物で、耐震改修と省エネ改修を併せて行う性能向上改修工事と耐震不足の建物を建て替えるための解体工事であり、そのうち省エネ改修では、主に窓、ドア、外壁、床等の断熱性能を今より向上させる省エネ改修やエコキュート等を設置する工事を補助の対象としている。性能向上改修工事は対象経費の25%以内、上限60万円の補助を予定しており、また、解体工事では、建て替えに伴う解体と住み替えに伴う解体が補助対象となり、対象経費の23%以内、上限30万円が市の補助である旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、どのような広報を行うのかただしたところ、現在、チラシ等を作成しており、6月には市報、もしくはチラシ等で広報する計画である旨の答弁がなされました。

次に、9款1項4目防災費の防災士資格取得助成金についてただしましたところ、今年度と同様に10名を予定しており、利用条件は、自主防災組織で活動いただける方や消防団員である旨の答弁がなされました。

これに対し、委員からは、自主防災組織に対し、区長会などを通じ助成制度のさらなる周知を行い、しっかりとした防災活動等ができるよう資格取得の推進をお願いしたい旨の意見が開陳されました。

さらに、委員からは、各地域防災組織に防災士が必ず1人いれば防災訓練が行いやすい。関係者に対して市から強くお願いをしていただきたい旨の要望がなされました。

次に、10款1項2目事務局費の校種間連携推進事業費補助金に関し、今年度は中高生の吹奏楽部によるコンサートを実施し、5年度は小学校から大学まで参加者を広げて音楽会という形で行うとの話を伺ったが、子どもたちに質の高い音楽を体験させる意味で、民間の中にも協力者がおられると思うので、幅広く募ってできるだけ大きい資金で一流の方をゲストに呼べるような形にできないのかただしましたところ、できる限り協賛いただけたところを探して、よりよいものとなるように取り組んでいきたい旨の答弁がなされました。

また、委員会では、校種間連携推進事業は、お兄さん、お姉さんたちが活躍する姿をしつかりと後輩たちに見せることも大事な目的として事業を行っていただきたい旨の意見が開陳されました。

次に、10款6項1目社会教育総務費の未来の地域リーダー育成プログラム負担金に関し、短期指導でリーダーの資質が身につくのかただしましたところ、福岡県の事業であり、既に実施された地域において、非常に成果が出ているという評価がなされている。5年度は南筑後地区で、全体で40名、大川市からは4名の参加が予定されており、大川市の会場も使い、建具や組子の講義や組子の製作体験を行い、大川市の伝統産業を学んでいただく旨の答弁がなされました。

委員会では、事業の成果を子どもたちにきちんと伝えて、次のリーダーが生まれてくるように継続して、持続できるような事業にしてほしい旨の意見が開陳されました。

次に、歳入の1款市税に関し、市民税が個人、法人ともに前年度比増額となっている理由についてただしましたところ、過去3年間、コロナ禍の影響による減収を見込んでいたが、決算では予算額をはるかに超える見込みとなっている。新年度予算についても、本年度と同程度の税収が確保できる見込みである旨の答弁がなされました。

最後に、総括質疑においては、各委員から意見や要望等が述べられましたので、簡潔に紹介させていただきます。

大川市が市民にとってさらに住みよいまちになるよう、市役所から地域に飛び出していくような行政であっていただきたい。

大川市の基幹産業は円安の影響で疲弊しており、市への影響を懸念している。予算執行に当たり、市民生活がマイナスにならないよう願っている。

森林環境譲与税の活用について、大川市のインテリア産業の振興に役立つような事業展開をお願いしたい。

企業誘致においては、主な市道、国道の利用促進と併せた取組をお願いしたい。

職員は業務に対し、常に変革の意識を持ち、自分がこのまちを変えるという気概を持って仕事に取り組めば、千載一遇のチャンスであるこの令和5年度の事業は必ずや前に進んでいく。

また、職員は従来の縦割りではなく、横のつながりをしっかりと持ち、いろんな角度から物事を見てもらいたい。

「ふるさと納税返礼品数日本一 大川」をキーワードとし、市職員と議員が大川市の営業マンとなって再起させていきたい。道の駅事業は、既に議会で承認しており、大川市が生き残る道である。議会で承認した以上、着実に執行していただきたい。

政策の実現には、熱意と努力と信頼が不可欠である。「大川の駅」事業はかつてない大事業であり、大川市の将来に必要な施策でもある。市長が政治生命をかけて取り組むこの事業を職員と共にぜひ実現していただきたいなどなどございました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私の報告を終わらせていただきます。御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

予算特別委員長の報告は終わりました。

これから予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。（「議長」と呼ぶ者あり）6番西田議員、賛成。（「反対」と呼ぶ者あり）反対ですね。反対討論が1名。ほかにいらっしゃいませんか。賛成もなし。

ただいま討論の通告がありましたので、これを許します。まず、6番西田学君。

○6番（西田 学君）（登壇）

議案第18号 令和5年度大川市一般会計予算に対して反対討論をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目大川の駅整備振興費3億981万6千円が令和5年度大川市一般会計予算に含まれているため、私は議案第18号に反対をいたします。

○議長（平木一朗君）

12番龍誠一議員が議場のほうを退席されております。先ほど反対討論がありましたけれども、この令和5年度大川市の財政を決めるに当たって非常に大事な特別委員会を開いての審議であったんじゃないかなと思っております。

我々議員というのは、一つ一つのことに關して、賛成もあれば、首をかしげながらも苦渋の選択をした上で、ここにいらっしゃる皆様というのは席を立っての賛成なのか、座っての反対なのか、また、反対される場合は反対討論、また、それに代わる代案、そういうものを提出してからのことではないと、執行部の皆さん方も、この1年間をかけ、しっかりとした予算に關しての礼儀というものもあるんじゃないかなろうかなと思っております。どのような感性をお持ちなのか正直分かりませんが、この予算委員会に關しては意味もなく退席をされるといふのはいかなものかを感じている次第でございます。

それでは、議案第18号 令和5年度大川市一般会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開します。

次に、この際、お諮りいたします。

本日お手元に配付しております、市長から議案第24号 大川市副市長の選任についての議案1件の送付と、さらに、本市議会議員永島守君外3名から議案第25号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第26号 大川市議会個人情報保護に関する条例の制定についての議案2件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告を申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案の朗読を省略し、議案第24号 大川市副市長の選任について、議案第25号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 大川市議会個人情報保護に関する条例の制定についての以上3件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を求めます。まず、議案第24号について、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（倉重良一君）

本日ここに、追加として提案をさせていただきました議案第24号 大川市副市長の選任について御説明申し上げます。

本議案は議案の末尾に理由を付しておりますとおり、本市副市長として、森寿貴君を選任しようとするものであります。

同君は、政府機関や地方自治体の職員としての行政全般に関する豊富な実務経験、優れた識見及び人的ネットワークを有しております。

環有明海地域の関係自治体との連携を強化し、本市が現在進めております「大川の駅」整備プロジェクト及び令和5年度から実施いたします大川Rebuilding（リビルディング）事業における総合調整役、推進役としての役割並びに少子高齢化、人口減少等、厳しい未来が想定される今後の本市行財政の円滑な運営、推進の上からも重要な役割を担う本市副市長として適任であると考えますので、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平木一朗君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第25号及び議案第26号について提案理由の説明を求めます。永島守議員。

○11番（永島 守君）（登壇）

本日、追加提案いたしました議案第25号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第26号 大川市議会の個人情報保護に関する条例の制定について、以上2件の提案理由を申し上げます。

まず、議案第25号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、本案の改正点について申し上げます。

1点目として、市の組織機構の見直しにより、令和5年度から大川の駅整備振興課が新設されることに伴い、先ほど議案第3号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定に

ついて議決しましたが、これと議案第25号は同種の案件であることから、委員会条例中の所管課の中に「大川の駅整備振興課」の文言を追加するものであります。

2点目として、令和5年4月23日に大川市議会議員選挙が執行されることに伴い、本市の市議会議員の定数が15名から14名と1名減になることに併せ、各常任委員会委員の定数の見直しを行おうとするものであります。

具体的に、3常任委員会の定数は、現行で全て5名ずつで構成されておりますが、産業建設委員会については、これを1名減の4名とすることで改正を行おうとするものであります。

3点目として、資格審査特別委員会委員及び懲罰特別委員会委員の定数について、現行の委員の定数は8名であります。今回、議員定数の削減並びに常任委員会の委員定数を見直すことに併せ、6名に改正を行おうとするものであります。

次に、議案第26号 大川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、国のDX（デジタルトランスフォーメーション）デジタル化の推進のために国の個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、今回、議会が国の個人情報の保護に関する法律の対象から外され、令和5年4月から改正法に基づく全国共通ルールの新制度運用へ移行することになります。

このため、今回、市議会独自で、大川市議会の個人情報の保護に関する条例を制定する必要があることや、本条例を令和5年4月1日から施行する必要があることから、本日追加提案させていただきましたので、議員各位の御理解と御協力のほどよろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題としております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、ただいま議題としております議案第24号 大川市副市長の選任について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

それでは、議案第24号 大川市副市長の選任についてを採決いたします。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第25号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題としております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

それでは、議案第25号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 大川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題としております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第26号 大川市議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきましては、各委員長からお手元に配付しております調査事項について、令和5年4月29日まで各委員会に付託されたい旨、申出がっております。よって、各委員長からの申出のとおり、付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、別紙調査付託事項について各委員に付託することに決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

1 番永島幸夫君、2 番宮崎貴仁君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る2月27日開会以来、連日熱心に御審議を賜り、本日滞りなく議事終了することができましたことに対し、衷心より厚くお礼申し上げます。

顧みますと、私どもは4年前、市民の厳正な審判をもって市議会議員の職をいただき、大川市の発展と市民の福祉の向上を願い、それぞれの立場で全力を注いでまいりました。私は一昨年6月定例会において議長職をいただき、箴島かおる副議長と共に、議員各位の御協力を得ながら、議会の円滑な運営に全力を尽くし、ここに任期最後の定例会を無事終了することができました。これもひとえに皆様の温かい御理解と御協力のおかげであると深く感謝申し上げます。

本市議会は、今後も市民の皆様に分かりやすく、議会の形成に向けて、不断の努力を積み重ねていくことが必要であり、市政の活性化にもつながるものと革新しております。

なお、議員各位には、今限りで御勇退される方もいらっしゃいますが、健康に御留意いただき、立場は変わりましたが同じ大川市民の一人として、大川市の将来へ向けて今後とも御指導、御助言を賜りますよう切にお願い申し上げます。あわせて、再度出馬をされる各位におかれましては、定員は1名減での選挙となりますけれども、皆さんそろってこの議場で新たな気持ちでお会いできますよう、格段の御奮闘を御祈念申し上げます。

最後に、倉重市長をはじめ、執行部の当局におかれましては、新年度の予算をはじめ、成り立たしました各議案については、適切な運用をもって実行され、市勢のますますの発展と住民福祉の向上のため、一層御尽力いただきますよう心からお願い申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

なお、ここで市長から発言の申出がっておりますので、この際、お願い申し上げます。市長。

○市長（倉重良一君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、提案をいたしました全ての議案につきまして慎重御審議の上、御議決を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

令和5年度予算につきましては、電力はじめ、物価高騰の影響もございまして、厳しい面もございましたが、大川の明るい未来につながるよう、アグレッシブな、過去2番目の規模となる予算編成とさせていただきます。議員の皆様には、掲げております事業全てにつきまして御理解をいただき御賛同いただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。

とりわけ、地域包括ケア、断らない相談支援を目指す重層的支援体制、子育て支援、生活道路やクリークの整備など日々の生活を支えながらも、「大川の駅」整備事業、企業誘致、大川Rebuilding（リビルディング）事業など未来への投資にあわせて、国、県とのパイプをより強固なものとするべく、事これら全ては今やらなければならないことだというふう感じております。

今後も市民の皆様への御期待に応えるため、さらには市民の皆様への笑顔をいっぱいにするため、全力を傾注し取り組んでまいり所存でございますので、引き続き御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

これにて令和5年第1回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時20分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 平 木 一 朗

大川市議会議員 永 島 幸 夫

大川市議会議員 宮 崎 貴 仁